

答申第37号

答 申

1 審査会の結論

平成26年12月3日付けで異議申立人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成26年12月17日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

- (1) 異議申立人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成26年12月3日付けで「美杉地区に建設中のゴミ最終処分場建設工事で、予測できなかったとする土質不良による工費増額が行われ事実と契約変更経過について分る全ての文書」について、本件開示請求を行った。
- (2) 本件開示請求に対応する公文書として、実施機関は「平成24年度環新補継第1号 津市新最終処分場等施設建設工事 ①第2回設計変更に係る工事打合簿 ②軟弱土が確認できる現場写真」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 実施機関は、平成26年12月17日付けで開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
 - ア 開示しない部分
 - (ア)個人印の印影部分
 - (イ)積算価格に関する部分
 - イ 開示しない理由
 - (ア)条例第7条第2号（個人情報）に該当するため。
 - (イ)条例第7条第6号（事務事業情報）に該当するため。【仮契約中であるため】
- (4) 異議申立人は、平成27年1月23日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

現場での土質条件の変更に伴う工法変更とそれに伴う請負契約の変更の費用算定について非開示とした事は、公表が議会提案と同時であれば公開が原則であり、議決後でなければ開示できないとした事は、算定方法、算定根拠とも問題があり、不当。土質試験のサンプリングからの経緯が非開示（隠蔽）は不当。

4 実施機関の不開示理由説明

- (1) 工事打合簿のうち個人印の印影部分については、条例第7条第2号に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため、当該部分を開示しなかった。
- (2) 工事打合簿のうち概算変更金額の算出にあたっての根拠となる積算価格に関する部分については仮契約期間中であるため、条例第7条第6号イに該当し、公にすることにより、契約に係る事務に関し、当市の当事者としての地位を不当に害する恐れがあると認められるため、当該部分を開示しなかった。

5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち不開示とした「積算価格に関する部分」について争っている。

このことから、以下、本件処分の条例第7条第6号の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれがあるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

条例第7条第6号は、事務・事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして不開示とするものである。同号イについては、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのあるものとして不開示とするものである。

(1) 異議申立人による口頭の意見陳述の内容

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定に基づき、異議申立人による口頭の意見陳述を聴した。

異議申立人によれば、ゴミは再利用するという考え方をすれば税金をかけて処分する量は抑制できるが、その中で津市が最終処分場を建設し処分する

という考え方は妥当なのか、税金を無駄に使わせないようにするためには、情報公開制度というものは大きなチェック機能、役割をもっていると言える。

今回の工事の場合、共通仕様書によれば、不用土が出た場合は除去、分析をする必要があり、分析結果で使えない場合廃棄となるが、不用土のサンプリングについては、どのような土をとったのか、土質試験をどのようにやったのか、それをもとにどのように改良設計を行ったのか、そういった資料がなく、明確でなかった。

土質試験のサンプリングからの経緯の文書は本来存在あるべきであるのに、実施機関は不存在としていることはおかしいのではないか。

試験結果をもとにした協議があり、その協議がまとまれば設計変更になると思うが、その変更には、土質試験の結果や設計書などの資料がきちんとそろっていたのか、それが問題ではないか、と主張する。

(2) 実施機関による口頭の意見陳述の内容

一方、当審査会は、実施機関から提出のあった資料を見分した上で、実施機関による口頭の意見陳述を聴した。

実施機関によれば、開示にあたっては、請求時に面談による聴き取りを行い、文書の特定に至ったが、特定した本件公文書は開示請求があった時点では契約がなされておらず、仮契約中であったため、条例第7条第6号イの契約に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとして、積算価格に関する部分は非開示とした。

また、異議申立てにある土質試験のサンプリングの経緯について分かる文書については、請求時の聴き取りからは特定に至ることができなかったものであるとのことであった。

(3) 当審査会の判断

当審査会は、本件公文書の見分を行った上で、本件処分の妥当性について検討した。

工法変更とそれに伴う請負契約の変更の費用算定についての積算価格に関する部分を非開示とした事については、当該工事が仮契約中であったことから、開示することにより積算価格に関する部分が公となると、津市の契約に係る事務に関し、今後の適正な遂行に支障を及ぼすことが想定されることから条例第7条第6号に該当すると言える。

なお、異議申立人が主張している土質試験のサンプリングからの経緯に該当する文書として、異議申立人はボーリング調査のことも含めて考えて

いるように受け取れるが、土壌改良に関してのボーリング調査自体が行われていないため、それに該当すべき公文書も存在しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|-----------------------------|
| 平成27年 2月16日 | 諮問書の受付 |
| 平成27年 5月14日 | 諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭 意見陳述 |
| 平成27年 8月26日 | 答申 |

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

| | 氏 名 |
|-----|---------|
| 会 長 | 村 田 裕 |
| 副会長 | 内 田 典 夫 |
| 委 員 | 高 橋 秀 治 |
| 委 員 | 山 川 久仁子 |